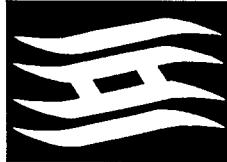


兵庫県公報

平成19年2月6日 火曜日 第1847号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（県民情報室）	ページ 2
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定等（社会援護課）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	8
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	8
○保安林の指定予定（森林保全室）	8
○保安林の指定の解除予定通知（同）	9
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	10
○流通業務団地事業地の工事の完了（都市計画課）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	10

公 告

○平成19年度県政広報誌「ニューひょうご」企画提案コンペの実施（広報課）	11
○平成19年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（同）	12
○入札公告（同）	14
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（参画協働課）	17
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	18

教育委員会規則

○兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一部を改正する規則	18
○兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	19
○兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	34
○兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	35

選挙管理委員会告示

○平成18年12月3日執行の兵庫県議会議員多可郡選挙区補欠選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	35
---	----

内水面漁場管理委員会公告

○平成19年度増殖基準数量	36
---------------	----

兵庫県市町交通災害共済組合告示

○定例議会の招集	37
----------	----

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）

- 1 高等学校等の授業料等が、生活保護法による生業扶助の基準に加えられたことを受けて、生活保護法に規定する生業扶助を受けることができる者又はその者と同一世帯内にある者を授業料等の免除及び減額の対象者から除くとともに、関係規定を整理することとした。
- 2 授業料の免除又は減額を必要とする者に対して適切に授業料の免除又は減額を行えるよう、授業料の免除又は減額を受けることのできる者の数の上限を廃するため、授業料を免除し、又は減額することができる者の数の規定を削除することとした。

◎兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）

県立高等学校の新設、分校の廃止、学科の新設及び廃止、学年進行、通学区域の変更等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）

県立の養護学校等の高等部の学年が進行すること並びに1歳及び2歳の聴覚障害児に対する保育相談の機会を拡大することに伴い、平成19年度の県立の養護学校の高等部の生徒定員並びに県立こばと聾学校及び県立姫路聾学校の保育相談部の幼児定員について、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）

県立中等教育学校の年次進行に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第120号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、平成19年2月3日以後に実施する試験から適用する。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県立大学附属高等学校入学者選抜の項の次に次のように加える。

兵庫県立大学附属中学校入学者選考	総合判定	合格発表の日の翌日から 1月間	兵庫県立大学附属中学校
------------------	------	--------------------	-------------

~~~~~

## 兵庫県告示第121号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 名 称                   | 開 設 者                         | 所 在 地                            | 指 定 年 月 日  |
|-----------------------|-------------------------------|----------------------------------|------------|
| シー・エル山手薬局             | 有限会社シー・エル山手<br>代表取締役 高畠多美子    | 神戸市中央区下山手通4-10-14                | 平成18年12月1日 |
| 梶歯科医院                 | 梶 隆一                          | 同 市兵庫区上三条町2-3<br>香川ハイツ1階西        | 同          |
| オーダー薬局大開店             | 有限会社オルデン<br>代表取締役 小出信夫        | 同 市同 区中道通7-1-13-108              | 同          |
| 神戸薬局                  | 日本メディカルシステム株式会社<br>代表取締役 高木友直 | 同 市同 区和田宮通6-1-28                 | 平成19年1月1日  |
| スカイ薬局                 | 有限会社恵商事<br>松山恵美子              | 同 市同 区水木通10-1-19                 | 平成18年12月1日 |
| 岡田耳鼻咽喉科               | 岡田拓治                          | 同 市北区藤原台中町1-2-1<br>北神中央ビル305     | 同          |
| キリン堂調剤薬局<br>ステップガーデン店 | 株式会社キリン堂<br>代表取締役 寺西 豊彦       | 同 市同 区藤原台中町1-4-1<br>ステップガーデン藤原台内 | 同          |

|                                 |                                 |                                |             |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------|
| ジャスコ神戸北店調剤薬局                    | イオングループ株式会社<br>代表執行役 岡田 元也      | 同 市同 区上津台8-1-1                 | 平成18年12月20日 |
| ナガタ薬局田尾寺店                       | 株式会社アルカ<br>代表取締役 中島 康伸          | 同 市同 区藤原台北町7-5-1               | 平成19年1月1日   |
| にしゅら歯科クリニック                     | 西浦 宏宰                           | 尼崎市上坂部3-13-10                  | 平成18年12月21日 |
| 医療法人社団永田整形外科                    | 永田 裕人                           | 西宮市甲子園九番町1-1                   | 平成19年2月1日   |
| まつだ整形外科クリニック                    | 松田 清嗣                           | 同 市薬師町8-15-301                 | 同年1月1日      |
| 中尾歯科クリニック                       | 中尾 浩之                           | 同 市甲東園1-5-34<br>ドミールタワー幸大1階    | 同           |
| ますだ歯科医院                         | 桥田 秀行                           | 宝塚市山本丸橋1-3-12                  | 同           |
| シンバシ薬局                          | 新橋薬品有限会社                        | 同 市泉町19-26                     | 平成18年12月1日  |
| シンバシ薬局                          | 新橋薬品有限会社                        | 同 市中山寺1-14-19                  | 同           |
| シンバシ薬局                          | 新橋薬品有限会社                        | 同 市山本東2-8-15                   | 同           |
| 中央町さつき薬局                        | 株式会社グッドプランニング<br>代表取締役 吉田 盛範    | 三田市中央町9-38                     | 同           |
| そうのクリニック                        | 宗野 和彦                           | 明石市西新町3-12-12                  | 平成19年1月1日   |
| 中井歯科医院                          | 中井 章乃                           | 同 市西新町3-11-15                  | 平成18年12月1日  |
| まつおか心療クリニック                     | 松岡 俊行                           | 同 市西明石南町2-8-4<br>大同相互場ビル2F     | 平成19年1月1日   |
| ゆうわ薬局                           | 有限会社ゆうわプランニング<br>代表取締役 富永 正裕    | 同 市西新町3-12-12                  | 同           |
| つつじ薬局                           | 株式会社アメニティ・プランニング<br>代表取締役 吉田 太郎 | 加古川市尾上町池田774                   | 平成18年11月17日 |
| つつじ薬局加古川東                       | 株式会社アメニティ・プランニング<br>代表取締役 吉田 太郎 | 同 市平岡町新在家1588-21               | 同           |
| つつじ薬局木村                         | 株式会社アメニティ・プランニング<br>代表取締役 吉田 太郎 | 同 市加古川町木村731-2                 | 同           |
| つつじ薬局篠原町                        | 株式会社アメニティ・プランニング<br>代表取締役 吉田 太郎 | 同 市加古川町篠原町111<br>ゼロ・ワン・ゼロビル102 | 同           |
| つつじ薬局溝の口                        | 株式会社アメニティ・プランニング<br>代表取締役 吉田 太郎 | 同 市加古川町溝の口338-2                | 同           |
| つつじ薬局良野                         | 株式会社アメニティ・プランニング<br>代表取締役 吉田 太郎 | 同 市野口町良野151-1                  | 同           |
| パール薬局                           | 前田 雄大                           | 同 市米田町平津413-1                  | 平成18年12月10日 |
| つつじ薬局神爪                         | 株式会社アメニティ・プランニング<br>代表取締役 吉田 太郎 | 高砂市神爪5-8-5                     | 同年11月17日    |
| 医療法人味木会太子病院<br>老人訪問看護ステーション・たいし | 味木 浩                            | 揖保郡太子町鶴387                     | 同 年12月1日    |
| きむクリニック                         | 金 秀浩                            | 赤穂市板屋町378                      | 同           |
| 中川眼科クリニック                       | 中川 直之                           | 同 市加里屋290-10                   | 平成19年1月1日   |

## 兵庫県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療扶助のための医療を担当する機関として指定したもの、同法第50条の2の規定により指定医療機関で名称等の変更及び廃止した旨の届出のあったものは、次のとおりである。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 指定医療機関に指定したもの

| 名 称                       | 所在地                          | 開設者              | 指定年月日      |
|---------------------------|------------------------------|------------------|------------|
| 藤家クリニック                   | 尼崎市潮江3丁目18-20                | 藤家 悟             | 平成18年9月1日  |
| あらいクリニック                  | 同 市昭和南通4丁目68番3号 セントラルパークビル2F | 朴 啓元(新井 啓之)      | 同 年11月1日   |
| 前田ファミリークリニック              | 同 市立花町1丁目7-16                | 前田 重人            | 同          |
| 薬局ジャパンファーマシー昭和通店          | 同 市昭和通南通4丁目68-3 セントラルパークビル1F | 株式会社ジャパンファーマシー   | 平成18年10月1日 |
| あんず薬局                     | 同 市立花町1-7-13                 | 株式会社フレアコートボレーション | 同 年11月1日   |
| ピーチ歯科                     | 同 市口田中1-2-50 カーサマリノス101      | 湯浅 美和子           | 同          |
| ののうえ薬局                    | 明石市野々上3丁目15-15               | 株式会社メディカル・ジェーネット | 平成18年9月1日  |
| いのうえ医院                    | 西宮市南越木岩町7-17                 | 井上 公仁            | 同 年11月1日   |
| いずみ心療クリニック                | 同 市相生町6-37                   | 谷口 加容            | 同          |
| 沢井クリニック                   | 同 市相生町6-37 F夙川メディックビル1F      | 澤井 正光            | 同          |
| 伊丹市立きぼう園診療所               | 伊丹市昆陽池1丁目45番地                | 伊丹市長             | 平成18年10月1日 |
| 医療法人社団温新会訪問看護ステーションコンスウェル | 同 市中野西2丁目207号                | 医療法人社団温新会        | 同 年7月1日    |
| やすだ内科クリニック                | 豊岡市戸牧37-5                    | 安田 和人            | 同 年11月17日  |
| 舟木外科胃腸医院                  | 同 市泉町7番30号                   | 舟木 直人            | 同 年10月1日   |
| タカサゴ薬局                    | 宝塚市金井町4-53                   | 有限会社長洲薬局         | 同          |
| かわたクリニック                  | 同 市平井1-4-18 ミキビル1F           | 河田 恭孝            | 平成18年11月1日 |
| まえだクリニック                  | 小野市大島町710-1                  | 前田 一郎            | 同          |
| 土井病院附属診療所                 | 同 市黒川町1719番地                 | 医療法人栄宏会          | 同          |
| 山口内科医院                    | 同 市本町648-6                   | 山口 彰則            | 同          |
| アルカ篠山薬局                   | 篠山市黒岡187-1                   | 株式会社アルカ          | 平成18年10月1日 |
| アルカ山崎薬局                   | 宍粟市山崎町千本屋195                 | 同 上              | 同 年9月10日   |

## 2 指定医療機関で名称等の変更のあったもの

| 名 称         | 所在 地           | 変更年月日      | 変更内容 | 変更前            | 変更後            |
|-------------|----------------|------------|------|----------------|----------------|
| 有限会社うえた調剤薬局 | 兵庫県淡路市志筑新島6-87 | 平成12年4月19日 | 所在地  | 兵庫県淡路市志筑新島10-3 | 兵庫県淡路市志筑新島6-87 |

## 3 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの

| 名称           | 所在地           | 開設者      | 廃止年月日       |
|--------------|---------------|----------|-------------|
| アオイ薬局        | 尼崎市立花町3-1-1   | 株式会社吉田   | 平成18年10月31日 |
| ゆうこ歯科        | 明石市林崎3丁目528-2 | 丹家 祐子    | 同月1日        |
| 村上歯科医院       | 伊丹市稻野町3丁目30-1 | 三井 敏子    | 平成18年9月14日  |
| 舟木外科胃腸医院     | 豊岡市泉町7番30号    | 舟木 直温    | 同月30日       |
| さくらメンタルクリニック | 赤穂市東浜町72      | 久保 孝子    | 平成18年10月26日 |
| タカサゴ薬局       | 宝塚市金井町4-53    | 株式会社高砂薬局 | 同年9月30日     |
| 鯉田歯科医院       | 同市伊子志3-7-9    | 鯉田 伸介    | 同年2月28日     |

## 兵庫県告示第123号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

ハリマ化成株式会社 加古川製造所

加古川市野口町水足671-4

取締役所長 高馬 哲

## (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ハリマ化成株式会社 加古川製造所

加古川市野口町水足671-4

## (3) 特定施設に関する事項

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 種類                  | 62号ホ 廃ガス洗浄施設 |
| 能力                  | 30m³/分       |
| 工事着手予定期日            | 許可後          |
| 工事完成予定期日            | 着手後4箇月       |
| 使用開始予定期日            | 完成後          |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 8時～20時 12時間  |
| 使用時間の季節的変動の概要       | なし           |
| 区分                  | 通常           |
| 使用時において当該特定施        | 最大           |
| 水素イオン濃度<br>(水素指數)   | 7<br>5～9     |

|                                                 |                              |       |        |
|-------------------------------------------------|------------------------------|-------|--------|
| 設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値                     | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 3,000 | 10,000 |
|                                                 | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L) | 5,000 | 10,000 |
|                                                 | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)       | 30    | 100    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日) | 0                            | 0.3   |        |

備考 汚水等は外部処理委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2. 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年2月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古川市環境部環境政策局環境政策課

## 兵庫県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 神戸市淡河土地改良区

### 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理事    | 森 井 一 清 | 神戸市北区淡河町萩原696番地   |
| 同     | 藤 田 寛 之 | 同 市同区淡河町南僧尾516番地  |
| 同     | 西 岡 昭 男 | 同 市同区淡河町中山426番地   |
| 同     | 光 本 次 祥 | 同 市同区淡河町中山437番地   |
| 同     | 銀 崎 亨 夫 | 同 市同区淡河町野瀬906番地   |
| 同     | 宮 本 和 夫 | 同 市同区淡河町野瀬1266番地  |
| 同     | 脇 田 憲 善 | 同 市同区淡河町野瀬1667番地  |
| 同     | 宮 脇 善 照 | 同 市同区八多町西畑792番地   |
| 同     | 押 場 嘉 彦 | 同 市同区淡河町神田510番地の1 |
| 同     | 石 野 吉 信 | 同 市同区淡河町神影155番地   |
| 同     | 玉 木 文 哲 | 同 市同区淡河町行原329番地の2 |
| 同     | 瀧 本 哲 郎 | 同 市同区淡河町東畑632番地   |
| 同     | 谷 口 忠 司 | 同 市同区淡河町行原252番地   |
| 同     | 澤 野 直 昭 | 同 市同区淡河町行原242番地   |
| 同     | 辻 井 正 樹 | 同 市同区淡河町北畑231番地の2 |
| 同     | 田 良 原 芳 | 同 市同区淡河町北畑80番地    |
| 同     | 藤 本 葵 司 | 同 市同区淡河町木津307番地   |
| 同     | 藤 本 武 司 | 同 市同区淡河町木津223番地   |
| 同     | 石 野 隆 尉 | 同 市同区淡河町萩原478番地   |
| 同     | 森 井 宏 紀 | 同 市同区淡河町萩原724番地   |
| 同     | 石 野 和 雄 | 同 市同区淡河町萩原37番地    |
| 同     | 武 野 俊 雄 | 同 市同区淡河町淡河727番地   |
| 同     | 岸 本 忠 彦 | 同 市同区淡河町淡河790番地   |
| 同     | 藤 森 敏 正 | 同 市同区淡河町淡河1073番地  |

|      |   |   |   |   |   |                   |
|------|---|---|---|---|---|-------------------|
| 同    | 坂 | 本 | 孝 | 治 | 同 | 市同区淡河町淡河96番地の1    |
| 同    | 船 | 崎 | 英 | 雄 | 同 | 市同区淡河町勝雄1356番地    |
| 同    | 百 | 瀬 | 正 | 成 | 同 | 市同区淡河町南僧尾573番地    |
| 同    | 杉 | 浦 | 陽 | 治 | 同 | 市同区淡河町北僧尾1136番地の5 |
| 同    | 清 | 原 |   | 清 | 同 | 市同区淡河町北僧尾1463番地   |
| 同    | 北 | 原 |   | 之 | 同 | 市同区淡河町北僧尾480番地    |
| 同    | 平 | 本 |   | 毅 | 同 | 市同区八多町西畑505番地     |
| 同    | 藤 | 井 |   | 良 | 同 | 市同区八多町屏風663番地の2   |
| 同    | 杉 | 原 |   | 和 | 同 | 市同区八多町深谷913番地     |
| 同    | 吉 | 浦 |   | 弘 | 同 | 市同区淡河町北僧尾1659番地   |
| 就任役員 | 常 | 井 |   | 知 | 同 | 市同区淡河町神田1054番地    |
|      |   |   |   |   | 同 | 市同区八多町西畑260番地の6   |

| 役員の区分 | 氏名 |   |   |   | 住 所             |                   |
|-------|----|---|---|---|-----------------|-------------------|
| 理事    | 森  | 井 | 清 | 之 | 神戸市北区淡河町萩原696番地 |                   |
| 同     | 藤  | 田 | 一 | 寛 | 同               | 市同区淡河町南僧尾516番地    |
| 同     | 西  | 岡 | 寛 | 昭 | 同               | 市同区淡河町中山426番地     |
| 同     | 光  | 岡 | 祥 | 祥 | 同               | 市同区淡河町中山437番地     |
| 同     | 西  | 本 | 常 | 亨 | 同               | 市同区淡河町中山448番地の1   |
| 同     | 銀  | 浦 | 次 | 夫 | 同               | 市同区淡河町野瀬906番地     |
| 同     | 宮  | 崎 | 次 | 優 | 同               | 市同区淡河町野瀬1266番地    |
| 同     | 北  | 本 | 亨 | 照 | 同               | 市同区淡河町野瀬1848番地    |
| 同     | 宮  | 中 | 和 | 信 | 同               | 市同区八多町西畑792番地     |
| 同     | 北  | 脇 | 善 | 次 | 同               | 市同区淡河町神田510番地の1   |
| 同     | 宮  | 場 | 嘉 | 郎 | 同               | 市同区淡河町神影155番地     |
| 同     | 北  | 野 | 吉 | 昭 | 同               | 市同区淡河町東畑317番地     |
| 同     | 宮  | 林 | 讓 | 樹 | 同               | 市同区淡河町東畑632番地     |
| 同     | 北  | 本 | 哲 | 司 | 同               | 市同区淡河町行原252番地     |
| 同     | 宮  | 口 | 忠 | 昭 | 同               | 市同区淡河町行原242番地     |
| 同     | 北  | 野 | 直 | 正 | 同               | 市同区淡河町北畑231番地の2   |
| 同     | 宮  | 井 | 芳 | 正 | 同               | 市同区淡河町北畑80番地      |
| 同     | 北  | 原 | 武 | 葵 | 同               | 市同区淡河町木津223番地     |
| 同     | 宮  | 本 | 宏 | 紀 | 同               | 市同区淡河町木津307番地     |
| 同     | 北  | 井 | 隆 | 尉 | 同               | 市同区淡河町萩原724番地     |
| 同     | 宮  | 野 | 正 | 志 | 同               | 市同区淡河町萩原478番地     |
| 同     | 北  | 岡 | 忠 | 彦 | 同               | 市同区淡河町萩原81番地      |
| 同     | 宮  | 本 | 耕 | 治 | 同               | 市同区淡河町淡河790番地     |
| 同     | 北  | 井 | 敏 | 正 | 同               | 市同区淡河町淡河715番地     |
| 同     | 宮  | 野 | 孝 | 治 | 同               | 市同区淡河町淡河1073番地    |
| 同     | 北  | 岡 | 和 | 美 | 同               | 市同区淡河町淡河96番地の1    |
| 同     | 宮  | 本 | 正 | 寛 | 同               | 市同区淡河町淡河179番地     |
| 同     | 北  | 井 | 暢 | 弘 | 同               | 市同区淡河町勝雄1198番地    |
| 同     | 宮  | 森 | 正 | 夫 | 同               | 市同区淡河町南僧尾573番地    |
| 同     | 北  | 坂 | 正 | 成 | 同               | 市同区淡河町南僧尾910番地    |
| 同     | 宮  | 坂 | 正 | 治 | 同               | 市同区淡河町北僧尾1136番地の5 |
| 同     | 北  | 藤 | 暢 | 清 | 同               | 市同区淡河町北僧尾1463番地   |
| 同     | 宮  | 百 | 正 | 寛 | 同               | 市同区淡河町北僧尾480番地    |
| 同     | 北  | 横 | 暢 | 雄 | 同               | 市同区淡河町東畑272番地     |
| 同     | 宮  | 杉 | 正 | 政 | 同               | 市同区淡河町木津327番地     |
| 就任役員  | 同  | 清 | 陽 |   | 同               | 市同区淡河町淡河1580番地    |
| 監事    | 同  | 沖 |   |   |                 |                   |
| 同     | 中  |   |   |   |                 |                   |
| 同     | 石  |   |   |   |                 |                   |
|       |    |   |   |   |                 |                   |

同 植 田 稔 同 市同区淡河町野瀬203番地

**兵庫県告示第125号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年1月25日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名        | 地 区 名     | 縦 覧 の 期 間   | 縦 覧 の 場 所 |
|--------------|-----------|-------------|-----------|
| ため池等整備事業（一般） | 六 蔵 池 地 区 | 平成19年2月6日から |           |
| ため池整備工事 小規模  |           | 同 月26日まで    | 小 野 市 役 所 |

**兵庫県告示第126号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適當と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市 の 名 称 | 地 区 名   | 縦 覧 の 期 間               | 縦 覧 の 場 所 |
|---------|---------|-------------------------|-----------|
| 豊 岡 市   | 奥 赤 地 区 | 平成19年2月6日から<br>同 月26日まで | 豊 岡 市 役 所 |

**兵庫県告示第127号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

佐用郡佐用町下秋里字長野谷500から505まで、507

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室並びに西播磨県民局地域振興部上郡農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
兵庫県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 解除予定保安林の所在場所

たつの市揖保川町原字佛谷839の19（次の図に示す部分に限る。）、839の35、839の36

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室並びに西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

## 兵庫県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年2月6日から2週間、淡路県民局国土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域                           |    |                  |               |    |
|--------------------|-------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                    | 区 間                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>鳥飼浦洲本線       | 洲本市奥畑字下ノ背52番4から<br>同 市奥畑字イワハ460番1まで | 旧  | 5.0から<br>7.0まで   | 171.0         |    |
|                    |                                     | 新  | 8.0から<br>27.0まで  | 150.0         |    |
| 県道<br>志筑郡家線        | 淡路市中村字堂面185番3から<br>同 市中村字太田井111番1まで | 旧  | 7.0から<br>8.0まで   | 126.0         |    |
|                    |                                     | 新  | 11.0から<br>12.0まで | 126.0         |    |
| 県道<br>志筑郡家線        | 淡路市中村字坪根281番1から<br>同 市中村字堂面183番1まで  | 旧  | 7.0から<br>12.0まで  | 107.0         |    |
|                    |                                     | 新  | 11.0から<br>14.0まで | 107.0         |    |

|             |                                       |   |                  |      |  |
|-------------|---------------------------------------|---|------------------|------|--|
| 県道<br>志筑郡家線 | 淡路市多賀字鳥井ノ本126番2から<br>同 市多賀字経ノ尾472番3まで | 旧 | 12.0から<br>25.0まで | 44.0 |  |
|             |                                       | 新 | 12.0から<br>35.0まで | 44.0 |  |

**兵庫県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年2月6日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                            |    |                  |              |    |
|--------------|--------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区 間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>生瀬門戸荘線 | 宝塚市月見山2丁目766番396から<br>同 市月見山1丁目7番1まで | 旧  | 7.0から<br>33.0まで  | 275.0        |    |
|              |                                      | 新  | 10.0から<br>24.0まで | 275.0        |    |

**兵庫県告示第131号**

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第30条第1項の規定による届出があった次の流通業務団地事業地については、工事が完了した。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 事業の名称  
西神流通業務団地事業
- 2 工事完了工区  
第18工区

**兵庫県告示第132号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年2月6日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 指 定 番 号           | 指 定 年 月 日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置                                        | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|----------------------|--------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H18淡路位置<br>0018号 | 19. 1. 23            | 洲本市桑間字モロセ517番1の一部、520番1の一部、<br>520番2の一部、520番3の一部 | 4.32          | 88.735        |

## 公 告

## 平成19年度県政広報誌「ニューひょうご」企画提案コンペの実施

平成19年度「ニューひょうご」の編集、印刷、広告掲載業務及び有償頒布事務等の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 趣旨

平成19年度「ニューひょうご」について、見やすく、美しく、分かりやすい広報誌づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

平成19年度「ニューひょうご」企画提案コンペ

(2) 方法

誌面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

A B版36頁の作品（5～12頁、21～28頁モノクロ、その他カラー）

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県県民政策部知事室広報課広域広報係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1（兵庫県第2号館4階）

T E L 078 (362) 3017 F A X 078 (362) 3903

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等のすべてにわたって質の高い誌面づくりができること。
- (2) 42,500部の編集、印刷等ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。
- (4) 歴史的な写真や資料等を提供できること。
- (5) 個人情報の取り扱い等に留意するなど、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害緊急時等にも、「ニューひょうご」の発行を優先した体制の確保が図れること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、県が了解するまで何度もできること。  
また、誌面で使用した写真については、肖像権などの問題がある場合を除き、県が発行する印刷物などに自由に使用できるようC D-Rで納品すること。
- (8) 発行後、速やかに誌面データを指定するファイル形式にして提供できること。
- (9) その他県の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 県内の書店への販売流通ルートを確保できること。
- (11) 県が指定するページについて、広告集稿ができること。
- (12) 有償頒布料を毎月、県が指定する日までに納入できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成19年2月6日（火）から同月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成19年2月15日（木）から同月21日（水）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

## (1) 質疑

## ア 質疑の方法

事務局に郵送し、又は持参すること（所定の質疑応答用紙によること。）

## イ 質疑受付期間

平成19年2月6日（火）から同月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## (2) 回答

平成19年2月19日（月）までに質疑者へ郵送により回答する。

## 6 応募図書等

## (1) 応募図書等

## ア 応募申込書（募集要項の様式2）

## イ 会社概要（制作、印刷等に関わる会社すべて）

## ウ スタッフ略歴

## エ 企画作品（7部）

## オ 企画説明書

## カ 紙見本及び刷見本

## キ 制作費見積書及び広告料納入見積書、有償頒布事務手数料見積書

## ク 実際の納品にかかる経由・期間等を明記した作業工程書（平成19年6月号）

その他審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。

## (2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も引き続き使用する場合がある。

## (3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

イ 応募図書は、返却しない。

## 7 応募に要する費用

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

## 8 当選者の決定及び発表の方法

## (1) 審査及び選考方法

ア 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、場合によっては、上位候補者に対し、ヒアリングを行うことがある。

イ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

## (2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者の名称及び当選者の名称を文書で通知する。

## 9 当選者の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成19年度「ニューひょうご」の編集、印刷業務並びに広告掲載事務、有償頒布事務等を委託する。

## 10 その他の応募条件

「ニューひょうご」企画提案コンペ募集要項による。

~~~~~

平成19年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施

平成19年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成19年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 趣旨

平成19年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

平成19年度「県民だよりひょうご」企画提案コンペ

(2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

タブロイド判8ページの作品（1・4・5・8面カラー、2・3・6・7面モノクロ）。

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県県民政策部知事室広報課地域広報係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県第2号館4階）

電話 078（362）3019 FAX 078（362）3903

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等のすべてにわたって質の高い紙面を作成できること。
- (2) 2,345千部の編集、印刷及び配布等ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じても、契約金額の増額を伴うことなく、ただちに増刷・配布等の対応ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。
- (4) 広報紙制作上必要な歴史的な写真や資料等を提供できること。
- (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害緊急時には臨機の紙面の差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保を図ることができること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、兵庫県県民政策部知事室広報課が了解するまで何度も（別紙制作工程例にかかわらず）できること。また、紙面で使用した写真については、肖像権等の問題がある場合を除き、県が発行する印刷物等に自由に使用できるようCD-Rで納品すること。
- (8) 発行後、速やかに紙面データを指定するファイル形式にして提供できること。
- (9) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、兵庫県県民政策部知事室広報課の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成19年2月6日（火）から同月14日（水）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成19年2月15日（木）から同月22日（木）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）、受付最終日以外は毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

(1) 質疑

ア 質疑の方法

事務局に郵送し、又は持参すること（募集要項の様式1）。

イ 質疑受付期間

平成19年2月6日（火）から同月15日（木）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(2) 回答

平成19年2月19日(月)までに質疑者へ郵送により回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

- ア 応募申込書(募集要項の様式2)
 - イ 会社概要(制作、印刷、配布に関わる会社すべてのもの。)
 - ウ スタッフ略歴
 - エ 企画作品(7部。カラーコピーでも可。)
 - オ 企画説明書
 - カ 紙見本及び刷見本
 - キ 制作費見積書及び広告料納入見積書
 - ク 実際の配布に係る経由・期間等を明記した作業工程書(平成19年6月号)
- その他審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

- ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

- ア 選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。
なお、上位候補者に対し、ヒアリングを行うことがある。
- イ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者の名称及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成19年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布業務及び広告掲載業務を委託する。

10 その他の応募条件等

「県民だよりひょうご」企画提案コンペ募集要項による。

入札公告

兵庫県ホームページ広告掲載事業に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年2月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県ホームページ広告掲載事業

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成19年4月2日から平成20年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者、又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
兵庫県民政策部知事室広報課 担当・野田
(兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)
電話番号 078-362-3017（直通）
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成19年2月6日（火）から同月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成19年3月7日（水）午後2時00分 兵庫県西館1階大入札室
- (4) 入札書の受領期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成19年3月6日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年3月1日（木）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (3) 契約保証金
契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成19年2月19日（月）午後4時までに提出すること。
イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日

(平成19年4月30日を終期とする)までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。
